

**田原市在日外国人
福祉給付金**

田原市に1年以上外国人登録をされている高齢者や障害者の方で、公的年金などを受給されていない方を対象とした給付金制度です。

対象「障害基礎年金・その他の公的年金など未受給の方のうち 大正15年4月1日以前の出まれの方 昭和57年1月1日(基準日)に日本国内で外国人登録をされ、基準日以前に20歳に達して、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級に該当する方 支給額「月額1万円 月額2万円/所得によって支給制限となる場合があります 申請方法「福祉課にて 詳しくは直接お問い合わせください
福祉課 ☎23局3512

就職相談窓口

愛知県では、30歳未満の方の就職を支援する窓口を開設しています。

日時「毎週月～金曜日の午前8時30分～午後5時 場所「ヤング・ジョブ・あいち 内容「就職に関する情報提供、職業適性診断、キャ

リアカウンセリング、各種職業セミナー、職業紹介など
ヤング・ジョブ・あいち(名古屋市中区栄四・1・1 中日ビル12階) ☎(052)264局0667
HP <http://www.pref.aichi.jp/ya/>

愛知県産業労働部就業促進課
☎(052)954局6366

人権相談窓口

日時「毎週月～金曜日の午前10時～午後4時 場所「名古屋法務局豊橋支局人権相談室 内容「人権に関する相談など/人権擁護委員が常駐 相談方法「電話・面談

名古屋法務局豊橋支局(豊橋市大町111番地 豊橋合同庁舎内)
☎(0532)54局9278

税

軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が、軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税を減免する制度があります。この制度を

受けるためには手続きが必要ですが、対象となる方は申請してください。

対象「障害のある方が運転する場合 障害のある方と生計を同じにしている方が運転する場合 障害のある方のみの世帯のために、常時介護者が運転する場合(常時介護者である証明が必要な場合もあります) 申請期限「5月24日(火) 詳しくは直接お問い合わせください
税務課 ☎23局3509

国民健康保険税

第1期分は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。平成16年度の医療保険分と介護保険分、それぞれ5分の1を合わせた額となります。
税務課 ☎23局3509

固定資産税

課税明細書の送付

固定資産税の算出の基礎になる土地と家屋の評価について、5月中旬に発送する固定資産税の納税通知書とあわせて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を送付いたします。内容をご確認のうえ、不明な点などござ

いましたらお問い合わせください。

なお、登録された価格について不服のある方は、固定資産評価審査委員会に対し、通知書を受け取った日後60日以内に審査を申し出ることができます。

税務課 ☎23局3510

INSPECTION FOR PUBLIC

縦覧

都市計画道路の追加

田原市では、中心市街地の整備に伴い、駅前広場を含む「田原駅南線」を都市計画道路として追加する手続きを進めてきましたが、3月1日付で法的手続きが終了しました。

なお、関係図書の縦覧は都市計画課で行っています。

都市計画課 ☎23局3523

